

# 高齡福祉保險課



# 事業概要

## 第1節 高齢社会対策

急速な高齢化の進展と少子化による人口減少が予測される中、本県では、高齢者一人ひとりが安心して「すこやか」に「自立」した生活ができるような社会づくりを支援するとともに、高齢者の生きがいがづくりと社会参加を促進することにより、「高齢者が生きがいを持って安んじて暮らせる環境づくり」を目指して、「あおもり高齢者すこやか自立プラン2009」（平成21年3月策定）に基づき、施策を進めているところである。

これまで、本県の高齢社会対策については、平成11年に、県の高齢社会対策を的確かつ効率的に推進し、みんなが輝いている長寿社会を築くための基本的な施策の方向を示した「青森県高齢社会対策大綱」、また、高齢社会を明るくみんなが輝いている長寿社会にしていくため、高齢者だけでなく、県民一人ひとりが日常生活において、常に心がける基本的な目標として、「青森県長寿社会憲章」を制定し、これらを両輪として施策を進めてきたところである。

それらの理念に即して、具体的に施策を進めるための計画として、平成12年に策定した青森県老人保健福祉計画と青森県介護保険事業支援計画を合わせて、平成15年に「あおもり高齢者すこやか自立プラン」を策定し、平成18年、平成21年と3年ごとに、計画を見直してきたところである。

「あおもり高齢者すこやか自立プラン2009」においては、生涯現役で活躍できる社会づくりの推進、地域生活支援体制の整備、介護予防の取組の推進、介護サービスの充実と質の確保を柱に高齢社会対策を推進しているところである。

### 1. 青森県長寿社会振興センター

高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、明るい活力ある長寿社会の実現を図るため、平成3年7月1日に、県、市町村、民間団体の出捐による第3セクター方式により設立された財団法人青森県長寿社会振興財団は、平成14年4月1日に社会福祉法人青森県社会福祉事業団へ吸収統合され、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団として生まれ変わり、その中の1組織として「青森県長寿社会振興センター」となったもので、財団法人青森県長寿社会振興財団で実施していた事業を継続して実施している。

主な事業としては、あおもりシニアフェスティバルの開催、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手等の派遣など高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進する事業、高齢者ラジオ放送講座、高齢指導者（シニアリーダー）養成研修会など高齢者の社会活動を振興するための指導者等養成事業、高齢者サークル活動支援事業など仲間づくり事業等の諸事業を総合的に実施していくこととしている。

### 2. 老人クラブ活動への支援

(1) 老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上、健康の向上、健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流を総合的に実施することを目的とした自主的組織で、平成22年度は青森市を除く39市町村に対し、1,515

クラブを対象として助成した。

第1表 老人クラブ結成状況（各年度末現在。青森市分を含む。）

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
クラブ数（クラブ）	1,876	1,858	1,802	1,760	1,744
会 員 数（人）	85,975	81,510	76,868	72,572	68,766

(2) 県老人クラブ連合会への助成

老人クラブの活動を推進するため、平成22年度は次のとおり助成を行った。

老人クラブ活動推進員設置事業	5,085千円
老人クラブ活動推進事業	700千円
高齢者相互支援推進・啓発事業	1,366千円
健康づくり事業	1,750千円

### 3. 生涯現役社会づくり推進事業

高齢社会の進展に伴う生産活動・地域活動の低下、社会保障費等の社会的負担の増大等に対応するため、「団塊・ポスト団塊世代」が退職後、魅力ある新たな地域活動を創出し、スムーズに地域活動ができるよう、「団塊・ポスト団塊世代」等が生涯にわたり元気で生きがいを持って生活できる社会の基盤づくりを進めることを目的に、平成21年度から実施している。

平成22年度は「生涯現役社会づくりふれあい研修会」を県内3か所で開催し、県民への普及啓発を図るとともに、地域活動者の養成を図った。

## 第2節 高齢者福祉対策

### 1. 高齢者サービスに関する総合調整の推進

高齢者に関する保健、医療、福祉等の各種サービスの総合調整を推進し充実を図るため、県に「青森県高齢者サービス総合調整推進会議」を、市町村に「地域ケア会議」を設置している。

(1) 青森県高齢者サービス総合調整推進会議

昭和62年11月に設置され、高齢者の各種サービスの総合的推進のため、保健、医療、福祉等の関係団体等との協調関係を樹立し、市町村における高齢者サービス総合調整推進を支援している。

平成23年度においては、より効率的な組織への見直しを行うこととしている。

(2) 地域ケア会議

高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、医療、福祉等の各種サービスの総合的な調整を推進しており県内全市町村に設置されている。

会議の構成員は、市町村の老人福祉等の担当者、保健所の保健師、福祉事務所の

ケースワーカー、社会福祉協議会の職員、医師、老人福祉施設職員、ホームヘルパー、民生委員等である。

## 2. 高齢者虐待防止対策

介護保険制度の普及・活用が進む一方で、家庭や介護施設等における高齢者虐待の問題が急速に表面化しことから、平成18年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者への虐待防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うこととなった。

県においては、「高齢者虐待防止・支援マニュアル」や「高齢者虐待対応事例集」の作成・配布や虐待対応に係る研修会等の開催による市町村における高齢者虐待対応への支援、「高齢者虐待防止読本」やパンフレットの作成・配布、高齢者虐待防止シンポジウムの開催やラジオ放送を通じての高齢者虐待防止及び認知症高齢者の権利擁護等に関する啓発などを行って、一般県民を含めて広く高齢者虐待防止に関する理解の促進に努めてきた。

今後も、研修会の実施や広報等を通じて高齢者虐待防止に関する啓発を進めていく。

なお、平成21年度に県内市町村において高齢者虐待が確認された件数は209件（養介護従事者等による虐待が1件、養護者による虐待が208件）であった。

## 3. 認知症対策

高齢化の進展に伴い、県内に2万人以上いると推計される認知症高齢者は、今後益々増加することが見込まれており、認知症高齢者に対するケアの質の向上や包括的なケアの提供が可能な体制を構築することが重要な課題となっている。

こうしたことから、県では平成18年度から、①普及啓発、②早期発見・早期対応、③在宅高齢者支援、④認知症グループホーム入所者支援、⑤人材基盤の強化の5つの課題に取り組んでいる。

平成22年度の主な事業内容

### (1) 青森県認知症対策検討委員会の開催

精神科医や学識経験者等12人の委員からなる検討会議を年2回開催し、認知症対策における地域の支援体制等について検討した。

### (2) 認知症予防事業普及合同研修の開催

平成20年度から認知症予防及び重症化防止の一手法として取組みを進めてきた回想法について、平成20年度と平成21年度に実践研修を行った市町村及び施設担当者から取組みの報告を行い、認知症予防に関する知識や技術を持った市町村保健師や介護職員等の人材育成を図り、各市町村に認知症対策の基盤をつくることを目的に研修会を実施し、116名が受講した。

### (3) 若年性認知症ケア・モデル事業の実施

若年性認知症者に対して、総合的な自立支援サービスを提供している事業所をモデル事業所として選定し、相談・支援事業、啓発事業等を行った。

第2表

事業名	回数	利用者（受講者）数
若年性認知症通所支援事業	70回	4名（延114名）
若年性認知症相談支援事業	随時	163件
若年性認知症啓発フォーラム	1回	95名
若年性認知症ケア実務者研修	4回	15名
若年性認知症サポーター養成講座	2回	4名
若年性認知症ケア検討会	3回	3事例検討

#### (4) 認知症介護研修事業

人口の高齢化に伴い増加が予想される認知症高齢者に対する介護技術の向上を図るために、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者の介護実務者に対し、実践的な知識及び技術を修得させるための研修を実施することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図る。

##### ①認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護実践者等養成事業の指導的役割を担っている認知症介護指導者の最新の認知症介護に関する専門的な知識の修得及び教育技術等の向上を図ることを目的とする。

##### ②認知症介護実践研修

###### ・実践者研修

認知症介護の基本理念、知識及び技術を修得させる。

###### ・実践リーダー研修

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所においてケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。

第3表 認知症介護研修実施状況（平成22年度）

実施課程	回数	受講者数
認知症介護指導者フォローアップ研修	2	2
認知症介護実践者研修	3	212
認知症介護実践リーダー研修	1	50

#### 4. その他の高齢者福祉対策

平成23年2月の市町村調べによると、65歳以上の高齢者数は353,731人で、このうち在宅のひとり暮らし高齢者は36,186人となっており、これら的高齢者に対して次の施策を講じている。

##### (1) 高齢者の孤立化防止対策

高齢化が進む一方、かつてあった町内会や集合住宅の「見守り機能」は弱まっており、持ち家を売って中心市街地の分譲マンションに移り住む単身高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、集合住宅では特に近所付き合いが希薄となっている。

そのような状況の中、都市部を中心に、単身高齢者や地域から孤立した高齢者が、家族や周囲の人に看取られずに死亡する孤立死が増加していることから、平成19年

度から平成21年度まで「ひとり暮らし老人地域支援ネットワーク推進事業」としてパンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催及び市町村モデル事業等を実施し、住民に対する啓発、地域のネットワークづくりなど、希薄になった近所づきあいに代わる支援体制の構築の促進を図ってきた。

今後も、市町村が実施する高齢者の孤立化防止や地域における支え合い体制づくりなどの対策を支援していく。

(2) 青森県介護・実習普及センター事業

高齢者介護の実習等を通じて、県民への介護知識及び介護技術の普及を図るとともに、「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く県民に啓発するほか、介護機器等の展示・相談を通じて、介護機器等の普及を図ることを目的として、平成10年4月に開設された。(平成16年4月1日から社会福祉法人 青森県社会福祉協議会に事業の運営を委託)

第4表 平成22年度介護講座等実施状況

講座名	回数	受講者数	講座名	回数	受講者数
知って得する介護講座	19	389	介護スキルアップ研修	13	616
テーマ別介護講座	2	38	介護技術活用実践研修	2	84
高齢者疑似体験講座	148	6,609	福祉用具・住宅改修研修会	3	113
地域・家族介護講座	2	59	福祉機器展及び福祉用具・住宅改修相談	1	480
出張家庭介護講座	23	428	介護相談件数		71

(3) 介護員養成研修

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な訪問介護を提供するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員の養成を図ることを目的として養成研修を行っている。

なお、県では、平成22年度末現在で45か所の事業者(実数)を養成研修事業者として指定している。平成22年度は、そのうち6事業者が基礎研修課程を、1事業者が1級課程を、30事業者で2級課程を実施した。

第5表 介護員養成研修実施状況

	基礎研修課程			1級課程			2級課程			3級課程		
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
受講対象者	介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員			2級課程修了者であって現にホームヘルパーとして従事している者又はホームヘルパーとして従事することが確定している者が基幹的業務を行うホームヘルパーを目指す者			現に、常勤又はこれに準ずるホームヘルパーとして従事している者又はホームヘルパーとして従事することが確定している者			勤務時間の少ない非常勤ヘルパー、登録ヘルパー等として、ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者(平成20年度まで実施)		
受講時間	500時間			230時間			130時間			50時間		
年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
終了者数	47	58	128	23	14	11	1,816	2,737	2,847	14	—	—

## 5. 老人福祉施設・介護老人保健施設の設置状況

老人福祉施設等は、養護老人ホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所施設及び老人福祉センターやデイサービスセンター等の利用施設に大別される。

寝たきりや認知症等により常時の介護を必要とする高齢者の入所需要が多く見込まれる特別養護老人ホームや在宅福祉サービスの拠点としての役割が高まっているデイサービスセンター及び在宅介護支援センター等について必要量に応じた計画的な整備を推進している。

### (1) 養護老人ホーム

原則として65歳以上の老人で、経済的な事情又は環境上の事情から、居宅の生活が困難な方が入所する施設で、平成23年4月1日現在10施設、定員675人となっている。

### (2) 特別養護老人ホーム

要介護認定を受けた要介護者で、居宅において適切な介助が困難な者を対象とした施設で、平成23年4月1日現在で99施設、定員5,414人となっている。

### (3) 介護老人保健施設

要介護認定を受けた要介護者で、病状安定期にあり、入院治療する必要はないがリハビリテーション等の医療のケア及び日常生活の世話を必要とする方を対象とした施設で、平成23年4月1日現在で60施設、定員5,204人となっている。

### (4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の高齢者で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢などのため独立して生活するには不安のある方を対象に、日常生活上必要な食事や入浴のお世話をする施設で、平成23年4月1日現在27施設、定員810人となっている。

### (5) 有料老人ホーム

老人を入所させ、入浴等の介護、食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を供与する施設で、利用料は全額入所者の自己負担となっており、平成23年4月1日現在166施設、定員4,469人となっている。

### (6) デイサービスセンター

在宅の要援護高齢者等に対し、通所等により入浴、給食、日常動作訓練等のサービスを提供する施設で、平成23年4月1日現在355施設が設置されている。

### (7) 在宅介護支援センター

身近なところで気軽に専門家に相談できる等、在宅介護の支援を行う施設で、平成23年4月1日現在149施設が設置されている。

### (8) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

原則として60歳以上の高齢者で独立して生活することに不安のある方を対象とし、安心して健康で明るい生活を送れるよう、介護支援機能（デイサービス部門）、交流機能、居住機能を総合的に提供する施設で、平成23年4月1日現在20施設が設置されている。

### (9) 老人福祉センター、老人憩いの家

高齢者の各種相談、機能回復訓練及びレクリエーションを行うための施設で、平

成23年4月1日現在老人福祉センター51か所、老人憩いの家50か所が設置されている。

第6表 老人福祉施設等状況（各年度4月1日現在）

施設種別	年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
養 護 老 人 ホ ー ム	か所	10	10	10	10	10	10
	定員	685	685	685	675	675	675
特別養護老人ホーム	か所	90	94	96	96	97	99
	定員	5,111	5,191	5,220	5,220	5,270	5,414
介護老人保健施設	か所	55	55	56	58	58	60
	定員	5,074	5,074	5,118	5,165	5,165	5,204
軽 費 老 人 ホ ー ム	か所	27	27	27	27	27	27
	定員	810	810	810	810	810	810
有 料 老 人 ホ ー ム	か所	25	48	64	83	128	166
	定員	1,005	1,576	2,117	2,664	3,576	4,469
デイサービスセンター	か所	294	311	321	332	343	355
在宅介護支援センター	か所	167	157	154	150	149	149
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	か所	20	20	20	20	20	20
老人福祉センター	か所	53	53	53	51	51	51
老 人 憩 い の 家	か所	56	55	53	52	52	50

### 第3節 介護保険

#### 1. 要介護認定の実施状況等

##### (1) 介護認定審査会の設置状況

要介護認定の公平性の確保及び委員の確保等の観点から、全市町村が老人福祉圏域毎に、広域組織で介護認定審査会を設置している。

第7表 介護認定審査会の設置状況（平成23年4月1日現在）

老人福祉圏域名	広 域 組 織 名	審査会設置年月日	合議体数	委員数
1 青森地域	青森地域広域事務組合	H11.10. 4	23	113
2 津軽地域	津軽広域連合	H11. 8.21	30	150
3 八戸地域	八戸地域広域市町村圏事務組合	H11.10. 1	20	140
4 西北五地域	つがる西北五広域連合	H11. 9.13	24	118
5 下北地域	下北圏域介護認定審査会	H11.10.25	7	35
6 上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H11.10. 1	16	96
		合 計	120	652

##### (2) 要介護（要支援）認定の状況

各市町村において要介護（要支援）認定を行っており、第1号被保険者に対する割合は19.0%となっている。

○第1号被保険者数…平成23年3月末 353,670人

第8表 要介護（要支援）認定者数（平成23年3月末）

（単位：人、％）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	第1号被 保険者に 対する割合
認定者数	6,672	7,474	11,950	13,690	9,666	8,512	9,149	67,116	19.0
構成比	10.0	11.1	17.8	20.4	14.4	12.7	13.6	100.0	県

※要介護（要支援）認定者数には、第1号被保険者のほか第2号被保険者を含む。

### （3）要介護認定に係る研修の実施

要介護認定の公正かつ適正な実施を図るため、認定調査等関係者等に対し、研修を実施した。

第9表 主治医研修の実施状況

主治医研修	
実施期間	平成22年12月1日
実施場所	青森市、弘前市、八戸市、むつ市
参加者数	151人

第10表 認定調査員研修の実施状況

認定調査員研修			
年月日	場 所	参加者数	対象
22.6.4	青 森 市	321人	新任
22.9.6	青 森 市	475人	現任
22.9.13	弘 前 市	488人	
22.9.8	八 戸 市	426人	

## 2. 介護支援専門員の養成確保等

### （1）介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修

介護保険制度において介護サービス計画の作成等、重要な役割を担う介護支援専門員を養成するため、実務研修受講試験及び実務研修を行った。

#### ①平成22年度実務研修受講試験の実施状況

- ・ 試 験 日：平成22年10月24日（日）
- ・ 試験会場：青森市、弘前市、八戸市
- ・ 受験者数：2,490人

#### ②平成22年度実務研修の実施状況

前期3日間、後期4日間で平成23年1月～3月に実施（青森市、弘前市、八戸市）

第11表 介護支援専門員の養成状況等

(単位：人)

区分 \ 年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
実務研修受講試験合格者	995	709	644	381	360	416	466	392	336	384	354	450	341	6,228
実務研修修了者	971	724	646	388	357	413	463	393	337	386	352	447	339	6,216

## (2) 介護支援専門員専門研修

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に、介護保険制度等に関する講義及び対人個別援助技術（ソーシャルワークケース）やサービス計画の事例研究（グループ討議）等の演習を内容とする専門研修を行った。

## ○平成22年度専門研修の実施状況

専門研修課程Ⅰ 平成22年7月に実施（県内2地域で延べ11日） 修了者111人  
 専門研修課程Ⅱ 平成22年8月に実施（県内2地域で延べ5日） 修了者265人  
 指定研修実施機関 特定非営利活動法人青森県介護支援専門員協会

## (3) 主任介護支援専門員研修

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的に、主任介護支援専門員の役割等に関する講義及び事例研究等の演習を内容とする主任介護支援専門員研修を行った。

## ○平成22年度主任介護支援専門員研修の実施状況

平成22年10月から11月にかけて実施（県内1地域で延べ10日） 修了者118人  
 委託先 特定非営利活動法人青森県介護支援専門員協会

### 3. 介護サービス事業者等の指定状況等

平成23年4月1日現在の介護サービス事業者等の指定状況は次のとおりである。

第12表 介護サービス事業者等の指定状況（H23.4.1現在）

1. 在宅サービス		5. 介護予防サービス	
訪問介護	416件	介護予防訪問介護	410件
訪問入浴介護	66件	介護予防訪問入浴介護	63件
訪問看護	346件	介護予防訪問看護	340件
訪問リハビリ	172件	介護予防訪問リハビリ	169件
居宅療養管理指導	997件	介護予防居宅療養管理指導	990件
通所介護	318件	介護予防通所介護	314件
通所リハビリ	87件	介護予防通所リハビリ	87件
短期入所生活介護	115件	介護予防短期入所生活介護	109件
短期入所療養介護	86件	介護予防短期入所療養介護	83件
特定施設入居者生活介護	14件	介護予防特定施設入居者生活介護	13件
福祉用具貸与	98件	介護予防福祉用具貸与	96件
特定福祉用具販売	97件	介護予防特定福祉用具販売	97件
小 計	2,812件	小 計	2,771件
2. 施設サービス		6. 介護予防支援 58件	
介護老人福祉施設	89件		
介護老人保健施設	60件		
介護療養型医療施設	26件		
小 計	175件	7. 地域密着型介護予防サービス	
3. 居宅介護支援事業 490件		介護予防認知症対応型通所介護	51件
		介護予防小規模多機能型居宅介護	20件
		介護予防認知症対応型共同生活介護	309件
		小 計	380件
4. 地域密着型サービス		合 計（1～7） 7,084件	
夜間対応型訪問介護	1件		
認知症対応型通所介護	54件		
小規模多機能型居宅介護	21件		
認知症対応型共同生活介護	311件		
地域密着型特定施設入居者生活介護	1件		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10件		
小 計	398件		

#### 4. 介護保険審査会

要介護認定や保険料に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、「青森県介護保険審査会」を設置している。

(1) 設置年月日 平成11年10月

(2) 委員の構成 被保険者代表委員…3人、市町村代表委員…3人、公益代表委員…6人

(3) これまでの裁決の状況 ----- 下記の表のとおり

第13表 介護保険審査会における裁決の状況 (平成23年3月末現在)

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数	裁決内容		
			却下	認容	棄却
57(35)	19(16)	38(19)		10(10)	28(9)

※( )は要介護認定に係る審査請求

#### 5. 苦情処理体制の確保

介護保険のサービス提供に関する苦情について適切に処理するため、市町村及び県国民健康保険団体連合会と連携をとった。

#### 6. 介護サービス事業者等に対する指導等の状況

介護サービス利用者の利益保護、介護保険制度運営の健全化を図る観点から介護サービス事業者等に対して指導等を行った。

また、市町村の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、保険者（市町村）指導を行った。【実施か所数：13市町村等】

第14表 集団指導実施状況

区 分	実施事業者(施設)数				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
居宅サービス事業者	1,288	1,292	1,210	2,487	3,159
居宅介護支援事業者	460	447	430	874	436
介護保険施設	185	172	172	340	178
計	1,919	1,911	1,812	3,701	3,773

※平成21年度は2回実施

第15表 実地指導・監査実施状況

区 分	実施事業者（施設）数										
	18 年度	19 年度	20年度			21年度			22年度		
			実地指導	監査	計	実地指導	監査	計	実地指導	監査	計
居宅サービス事業者	202	113	51	114	165	58	114	172	78	106	184
居宅介護支援事業者	79	128	91	31	122	20	34	54	7	26	33
介護保険施設	51	53	48	0	48	55	0	55	42	0	42
介護老人福祉施設	27	27	26	0	26	36	0	36	18	0	18
介護老人保健施設	19	26	22	0	22	19	0	19	23	0	23
介護療養型医療施設	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
介護予防サービス事業者	74	83	48	112	160	58	112	170	78	103	181
計	406	377	286	257	543	246	260	506	205	235	440

※平成20年度から「指導」と「監査」を明確に区分して実施することとした。

## 7. 介護職員処遇改善特別対策事業

平成21年11月に青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置し、介護職員の処遇改善に取り組む介護サービス事業者等に介護職員処遇改善交付金を交付した。

（交付金の額は各サービスごとに定められた交付率を介護報酬総額に乗じて算出）

①基金積立額 6,515,681千円

（うち介護職員処遇改善特別対策事業分 5,895,390千円）

②交付金支出額 2,174,069千円

③申請率 82.4%（H23.3月末現在）

対象事業所数	1,366か所
申請事業所数	1,126か所

## 8. 介護給付費等

(1) 介護給付費県負担金

市町村に対し、介護給付費等に要する費用の12.5%（施設等分については、17.5%）（法定負担率）に相当する額を負担した。（40市町村、15,497百万円）

(2) 財政安定化基金

市町村の介護保険財政の安定化を図るため、県に財政安定化基金（財源は国1/3、県1/3、市町村1/3）を設置し、見通しを上回る給付費増や保険料収納率低下に起因する財政不足が生じた市町村に資金の交付や貸付を行うこととしている。

①基金積立額… 150,331千円

②貸付実績 … 221,230千円（3市）

## 9. 低所得者対策

介護保険制度の円滑な実施を図る観点から、低所得者に対して特別対策を講じる市町村に対して補助を行った。

第16表 低所得対策実施状況

区 分	実施市町村数				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	24	23	22	4	4
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度	27	16	18	20	22
離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置	1	0	0	0	0
中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置				(新規) 1	0

※市町村数は、交付決定時点。

## 10. 地域包括支援センター

### (1) 地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務という4つの業務を担う、地域の中核機関であり、平成23年4月1日現在、全市町村に計58か所が設置されている。

### (2) 地域包括支援センター職員等研修事業

#### ①地域包括支援センター職員研修

地域包括支援センターに勤務する職員、又は勤務予定の者が業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図るための研修を実施。

#### ②介護予防支援従事者研修

介護予防支援の業務に従事する者が、介護予防サービス計画を作成できるよう必要な知識の習得及び技能の向上を図るための研修を実施。

第17表 地域包括支援センター職員等研修事業（平成22年度）

研 修 名	開催場所	修了者数	委 託 先
地域包括支援センター職員研修	青 森 市	66人	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
介護予防支援従事者研修	青 森 市	314人	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会

## 第4節 国民健康保険

### 1. 一般状況

#### (1) 加入状況

平成22年度末現在における世帯数は248,753世帯、被保険者数は458,321人となっている。

第18表 被保険者数及び加入率等の状況 (年度末現在)

区分 年度	保険者数 (保険者)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯構成 (人)	国保加入率 (%)
20	41	254,177	481,072	1.89	33.9
21	41	251,123	468,469	1.87	33.3
22	41	248,753	458,321	1.84	32.8

#### (2) 保険者の指導等

保険者に対しては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営の確保を図るために、法令に基づく適正な事業運営とともに、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進を主眼として技術的助言を実施している。

第19表 保険者の技術的助言の実施状況

年度	保険者数 (保険者)
20	15
21	27
22	16

### 2. 保険給付費等

国民健康保険の平成22年度の平均被保険者数は、465,706人、療養諸費費用額は1,306億4,202万円、一人当たり費用額は280,525円となっている。

#### (1) 高額医療費共同事業負担金

青森県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業（高額医療費の発生により、市町村の財政運営が不安定となることを緩和する事業）に要する経費のうち、80万円を超える部分に要する経費の一部を負担するものである。

平成22年度県負担金 887,714千円（負担率 国1/4、県1/4）

#### (2) 保険基盤安定事業負担金

市町村が国民健康保険の被保険者の保険料（税）負担の緩和を図るため、保険料（税）の軽減分及び保険者支援分（軽減の対象となった一般被保険者数に応じた平均保険料（税）の一定割合）を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れる経費の一部を負担するものである。

平成22年度負担金総額 5,066,287千円  
 内訳 保険料軽減分 4,753,470千円（負担率 県3／4）  
 保険者支援分 312,817千円（負担率 国1／2、県1／4）

(3) 財政調整交付金

国民健康保険財政の安定化を図るため、市町村の医療費格差、所得格差、地域の特殊な事情等に基づいて助成を行うものである。

平成22年度交付金総額 6,550,492千円

(4) 広域化等支援基金積立金

国民健康保険の広域化を行う市町村等及び財源が不足すると見込まれる市町村等に対して、資金の貸付・交付を行うため、県に設置する「青森県国民健康保険広域化等支援基金」に拠出するものである。

平成22年度積立金総額 1,941千円（運用利息）

平成22年度末基金残高 464,238千円

第20表 給付状況

区分 年度	被保険者数 (人) (3月～2月平均)	療養諸費 件数 (件)	療養諸費 費用額 (千円)	1人当たり 費用額 (円)	左の 前年比 (%)	受診件数 (100人当り) (件)
20	487,297	6,905,175	129,616,156	265,990	102.0	1,417
21	477,032	6,868,699	129,891,031	272,290	102.4	1,440
22 (見込)	465,706	6,688,130	130,642,024	280,525	103.0	1,436

3. 財政状況

(1) 決算状況（経常収支）

保険者（40市町村及び1組合）の平成22年度決算見込額は、約37億5千万円余の黒字である。

第21表 決算状況（経常収支）

区分	年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決算見込額	構成比
歳入	保険料（税）	40,575,160	24.6	38,754,245	23.4	37,465,001	22.4
	国庫支出金	49,365,923	30.0	47,732,488	28.9	48,898,203	29.3
	療養給付費等交付金	9,324,809	5.7	7,031,088	4.2	7,124,903	4.3
	前期高齢者交付金	26,119,826	15.9	30,358,593	18.3	28,390,994	17.0
	県支出金	7,224,332	4.4	7,380,986	4.5	7,589,231	4.5
	連合会支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	共同事業交付金	16,990,743	10.3	17,667,860	10.7	19,279,193	11.5
	繰入金	13,240,844	8.0	13,229,056	8.0	14,018,541	8.4
	繰越金	1,329,034	0.8	2,094,526	1.3	3,706,258	2.2
	その他の収入	575,076	0.3	1,182,972	0.7	571,853	0.4
	合 計	164,745,747	100.0	165,431,814	100.0	167,044,177	100.0
歳出	総務費	3,049,827	1.9	2,849,231	1.7	3,132,639	1.9
	一般分保険給付費	97,421,772	60.0	99,332,626	61.4	100,065,240	61.3
	退職者等分 保険給付費	8,210,218	5.1	6,485,680	4.0	7,090,444	4.3
	後期高齢者支援金等	19,709,513	12.1	21,682,068	13.4	18,992,604	11.6
	前期高齢者納付金等	26,540	0.0	62,046	0.0	33,223	0.0
	介護納付金	9,585,147	5.9	9,024,055	5.6	9,398,010	5.8
	老人保健拠出金	3,588,846	2.2	603,365	0.4	113,793	0.1
	共同事業拠出金	16,975,489	10.5	17,660,162	10.9	19,249,540	11.8
	保健事業費	1,240,079	0.8	1,271,155	0.8	1,232,277	0.8
	その他の支出	2,438,588	1.5	2,851,482	1.8	3,989,685	2.4
	合 計	162,246,019	100.0	161,821,870	100.0	163,297,455	100.0
歳入歳出差引額		2,499,728		3,609,944		3,746,722	

## (2) 保険料（税）賦課状況

平成22年度の保険料（税）の1世帯当たりの額は、158,519円、被保険者1人当たりの額は、85,540円となっている。

第22表 保険料（税）賦課状況

区分 年度	1世帯当たりの額 (円)	被保険者1人当たりの額 (円)	左の前年比 (%)	収納率 (%)
20	165,742	86,570	110.39	88.31
21	163,105	86,824	100.29	87.68
22 (見込)	158,519	85,540	98.52	87.84

## 4. 国民健康保険審査会

保険給付に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、国民健康保険審査会を設置している。

(1) 設置年月日 昭和36年6月

(2) 委員の構成 被保険者代表委員3人、保険者代表委員3人、公益代表委員3人

(3) 裁決の状況

第23表 国民健康保険審査会における裁決の状況

年度	審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数		
			却下	認容	棄却
21	2	0	2		2
22	0	0	0		

## 第5節 後期高齢者医療

### 1. 一般状況

(1) 加入状況

平成22年度末現在における被保険者数は184,441人となっている。

第24表 被保険者数等の状況 (年度末現在)

区分 年度	被保険者数 (人)	被保険者数	
		75歳以上	65歳～74歳の 障害認定者
20	173,065	163,293	9,772
21	179,032	169,605	9,427
22	184,441	175,486	8,955

(2) 広域連合等の指導等

後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営の確保を図るため、青森県後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し、法令に基づく適正な事業運営、財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進等に係る技術的助言を実施している。

第25表 広域連合等の技術的助言の実施状況

年度	実施件数（件）
22	10

## 2. 医療給付等

後期高齢者医療制度の平成22年度平均被保険者数は181,374人、後期高齢者医療費は1,431億6,737万円となっている。

(1) 後期高齢者医療費負担金

青森県後期高齢者医療広域連合が行う原則75歳以上の高齢者の医療に要する経費の一部を負担するものである。

平成22年度県負担金 10,838,671千円（負担率 国3/12、県1/12、市町村1/12）

(2) 後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金

市町村が低所得者層に対して行った保険料の軽減分を基に算定した額を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる経費の一部を負担するものである。

平成22年度県負担金 2,282,759千円（負担率 県3/4、市町村1/4）

(3) 後期高齢者医療高額医療費負担金

青森県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の1件あたり80万円を超える高額医療に関する給付に要する経費の一部を負担するものである。

平成22年度県負担金 407,814千円（負担率 国1/4、県1/4、広域連合2/4）

(4) 後期高齢者医療財政安定化基金積立金

保険料収納額の不足等による青森県後期高齢者医療広域連合の財源不足に対して、資金の貸付・交付を行うため、県に設置する「青森県後期高齢者医療財政安定化基金」に拠出するものである。

平成22年度積立金総額 379,809千円（負担率 国1/3、県1/3、広域連合1/3）

平成22年度末基金残高 1,043,609千円

第26表 後期高齢者医療概況

項目		年度		
		20 (3月～2月)	21 (3月～2月)	22 (3月～2月)
受給者数 (人) ( )内は65～74歳の一定 の障害があると認定され た方の再掲		170,895 (9,973)	175,725 (9,675)	181,374 (9,233)
後期高齢者医療費(千円)		131,111,967	137,171,096	143,167,369
受診率 (件) <small>※100人当たり、月当たり</small>	入院	6.7	6.6	6.5
	入院外	135.1	136.3	131.2
	歯科	7.1	7.4	7.6
	計	148.9	150.2	145.4
1件当たり 日数 (日)	入院	18.6	18.4	18.1
	入院外	2.1	2.1	2.1
	歯科	2.6	2.5	2.5
	計	2.9	2.8	2.8
1人当たり医療費(円)		767,208	780,601	789,349

資料：県後期高齢者医療月報実施状況報告による。

○受診率(1ヶ月) レセプト件数÷後期高齢者医療受給者数×100

○1件当たり日数 診療実日数÷レセプト件数

○1人当たり医療費(年額)

年間総後期高齢者医療費÷後期高齢者医療受給者数

### 3. 後期高齢者医療審査会

後期高齢者医療給付に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、後期高齢者医療審査会を設置している。

(1) 設置年月日 平成20年6月

(2) 委員の構成 被保険者代表委員3人、広域連合代表委員3人、公益代表委員3人

(3) 裁決の状況

第27表 後期高齢者医療審査会における裁決の状況

年度	審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数		
			却下	認容	棄却
21	2	0	2		2
22	0	0	0		

## 第6節 保険医療機関に対する指導等

保険医療機関等に対しては、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導・監査を実施している。

第28表 保険医療機関等の指導監査の実施状況

年度	区分	保険医療機関等（か所）			
		医 科	歯 科	薬 局	計
20		126	86	138	350
21		141	68	170	379
22		143	93	143	379